

## 平成 2 5 年 第 4 回

### 遠軽町議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 5 年 6 月 1 3 日（木）午前 1 0 時 0 0 分開議

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 1 9 議案第 7 号 工事請負契約の締結について（平成 2 4 年度中央幹線排水路分水工整備工事その 1（繰越））
- 日程第 2 0 議案第 8 号 工事請負契約の締結について（平成 2 4 年度東 2 線道路防雪工事（防雪柵）（繰越））
- 日程第 2 1 議案第 9 号 工事請負契約の締結について（平成 2 4 年度栄行団地公営住宅建設工事（2 号棟）（建築主体）（繰越））
- 日程第 2 2 議案第 1 0 号 工事請負契約の締結について（平成 2 5 年度旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設増築工事）
- 日程第 2 3 議案第 1 1 号 工事請負契約の締結について（平成 2 5 年度やまなみ団地地域優良賃貸住宅建設工事（建築主体））
- 日程第 2 4 議案第 1 2 号 工事請負契約の締結について（平成 2 5 年度南小学校大規模改修工事（建築主体）その 1）
- 日程第 2 5 議案第 1 3 号 財産の取得について
- 日程第 2 6 発議第 1 号 遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 7 意見案第 1 号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書
- 日程第 2 8 意見案第 2 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「3 0 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成 2 6 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書
- 日程第 2 9 意見案第 3 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 日程第 3 0 意見案第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 

#### ◎出席議員（1 7 名）

議 長 1 8 番 前 田 篤 秀 君 1 7 番 浅 水 輝 彦 君

《平成 2 5 年 6 月 1 3 日》

1 番	石 田 通 行 君	3 番	清 野 嘉 之 君
4 番	林 照 雄 君	5 番	黒 坂 貴 行 君
6 番	松 田 良 一 君	7 番	岩 上 孝 義 君
8 番	山 田 和 夫 君	9 番	岩 澤 武 征 君
1 0 番	杉 本 信 一 君	1 1 番	山 谷 敬 二 君
1 2 番	高 橋 眞 千 子 君	1 3 番	荒 井 範 明 君
1 4 番	阿 部 君 枝 君	1 5 番	奥 田 稔 君
1 6 番	高 橋 義 詔 君		

◎欠席議員（1名）

2 番 今 村 則 康 君

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 委 員 会 長	富 永 史 朗 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君	農 業 委 員 会 会 長	石 丸 政 雄 君

◎説明員

副 町 長	広 井 澄 夫 君	総 務 部 長	高 橋 義 久 君
民 生 部 長	村 本 秀 敏 君	経 済 部 長	大 河 原 忠 宏 君
経 済 部 技 監	松 井 雅 弘 君	総 務 課 長	寒 河 江 陽 一 君
情 報 管 財 課 長	岩 山 靖 彦 君	企 画 課 長	加 藤 俊 之 君
財 政 課 長	鈴 木 光 男 君	ジオパーク推進課長	鴻 上 栄 治 君
保 健 福 祉 課 長	松 橋 行 雄 君	住 民 生 活 課 長	渡 辺 喜 代 則 君
税 務 課 長	会 津 靖 朗 君	農 政 林 務 課 長	安 藤 清 貴 君
商 工 観 光 課 長	伊 藤 雅 彦 君	建 設 課 長	中 川 原 英 明 君
建 設 課 参 事	山 本 善 宏 君	建 設 課 主 幹	高 橋 弘 章 君
会 計 管 理 者	小 野 寺 健 君	丸 瀬 布 総 合 支 所 長	小 谷 英 充 君
白 滝 総 合 支 所 長	荒 井 正 教 君	生 田 原 総 合 支 所 産 業 課 長	大 辻 祐 一 君
教 育 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	橋 本 健 一 君
教 育 部 次 長	藤 江 敏 博 君		
監 査 委 員 事 務 局 長	舟 木 淳 次 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	安 江 陽 一 郎 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	舟 木 淳 次 君		

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	太 田 守 君	事 務 局 主 幹	河 本 伸 二 君
---------	---------	-----------	-----------

《平成25年6月13日》

庶務・議事担当係長 小 玉 美紀子 君

《平成25年6月13日》

---

◎開議宣告

- 議長（前田篤秀君） ただいまの出席議員は、17人であります。  
なお、今村議員より欠席の届け出があります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
- 

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（前田篤秀君） 本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、清野議員、浅水議員を指名いたします。
- 

◎日程追加の議決

- 議長（前田篤秀君） お諮りいたします。  
お手元に配付いたしました議事日程追加表のとおり、議案が提出されております。これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。  
したがって、議事日程追加表のとおり日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
- 

◎日程第19 議案第7号

- 議長（前田篤秀君） 日程第19 議案第7号工事請負契約の締結について（平成24年度中央幹線排水路分水工整備工事その1（繰越））を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。  
岩山情報管財課長。  
○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第7号工事請負契約の締結について御説明いたします。  
遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。  
契約の目的は、平成24年度中央幹線排水路分水工整備工事その1（繰越）であります。  
契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は7,612万5,000円であります。  
契約の相手方は、紋別郡湧別町中湧別南町929番地の1、株式会社渡辺組代表取締役渡辺博行であります。  
この工事につきましては、6月7日、株式会社管野組ほか7社により指名競争入札を行

い、株式会社渡辺組が7,612万5,000円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表、1枚目の裏、29番に記載しておりますので御参照願います。

株式会社渡辺組とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成25年10月31日の完成を予定しているところであります。

本議案の工事概要につきましては、所管課から説明いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 安藤農政林務課長。

○農政林務課長（安藤清貴君） 平成24年度補正予算の説明では、全体の延長、全体の工事費で説明しておりましたが、2工区に分けて実施することから、その工事内容について御説明いたします。

次のページの参考資料をごらんください。

これは、平成24年度中央幹線排水路分水工整備工事その1（繰越）でございます。全体の延長567.1メートルのうち、網走建設管理部により生田原川に設置された排水工を起点とし、延長361.05メートルで、管径1,650ミリのコンクリート管布設及びマンホール3カ所を設置するものです。

なお、残延長206.05メートルは、その2とし、現場状況を見て発注する予定でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第7号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号工事請負契約の締結について（平成24年度中央幹線排水路分水工整備工事その1（繰越））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第20 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第20 議案第8号工事請負契約の締結について（平成24年度東2線道路防雪工事（防雪柵）（繰越））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第8号工事請負契約の締結について御説明いたしま

す。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成24年度東2線道路防雪工事（防雪柵）（繰越）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は7,833万円であります。

契約の相手方は、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設代表取締役後藤哲也であります。

この工事につきましては、6月7日、株式会社管野組ほか7社により指名競争入札を行い、株式会社三共後藤建設が7,833万円で落札しております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表1枚目の裏、28番目に記載しておりますので御参照願います。

株式会社三共後藤建設とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成25年11月20日の完成を予定しているところであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第8号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号工事請負契約の締結について（平成24年度東2線道路防雪工事（防雪柵）（繰越））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第21 議案第9号

○議長（前田篤秀君） 日程第21 議案第9号工事請負契約の締結について（平成24年度栄行団地公営住宅建設工事（2号棟）（建築主体）（繰越））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第9号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成24年度栄行団地公営住宅建設工事（2号棟）（建築主体）（繰越）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額5,565万円であります。

契約の相手方は、北見市北上777番地、株式会社三共後藤建設代表取締役後藤哲也であります。

この工事につきましては、6月7日、株式会社管野組ほか5社により指名競争入札を行い、株式会社三共後藤建設が5,565万円で落札しております。

入札の執行につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表2枚目の31番目に記載しておりますので、御参照願います。

なお、株式会社三共後藤建設とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成25年10月31日の完成を予定しているところであります。

参考までに、本議案の関連工事であります設備工事及び電気工事につきましても、同日、入札を執行しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第9号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第9号工事請負契約の締結について（平成24年度栄行団地公営住宅建設工事（2号棟）（建築主体）（繰越））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎日程第22 議案第10号

○議長（前田篤秀君） 日程第22 議案第10号工事請負契約の締結について（平成25年度旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設増築工事）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第10号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成25年度旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設増築工事であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は9,954万円であります。

契約の相手方は、紋別郡湧別町中湧別南町929番地の1、株式会社渡辺組代表取締役

渡辺博行であります。

この工事につきましては、6月7日、株式会社管野組ほか5社により指名競争入札を行い、株式会社渡辺組が9,954万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表1枚目の裏、30番目に記載しておりますので御参照願います。

株式会社渡辺組とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成25年12月20日の完成を予定しているところであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第10号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第10号工事請負契約の締結について（平成25年度旭野一般廃棄物最終処分場中間処理施設増築工事）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第23 議案第11号

○議長（前田篤秀君） 日程第23 議案第11号工事請負契約の締結について（平成25年度やまなみ団地地域優良賃貸住宅建設工事（建築主体））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第11号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成25年度やまなみ団地地域優良賃貸住宅建設工事（建築主体）であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額は5,460万円であります。

契約の相手方は、紋別郡遠軽町丸瀬布東町98番地、株式会社管野組代表取締役社長菅野伸一であります。

この工事につきましては、6月7日、株式会社管野組ほか5社により指名競争入札を行い、株式会社管野組が5,460万円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表2枚



目の34番に記載しておりますので、御参照願います。

株式会社管野組とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成25年10月31日の完成を予定しているところであります。

なお、参考までに、本議案の関連工事であります設備工事及び電気工事につきましても、同日、入札を執行しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第11号の質疑を行います。

山田議員。

○8番（山田和夫君） やまなみ団地の土地を、実はこの間見てきたのですが、説明ではあそこはフラットな土地だというふうに説明を受けましたが、まだきちんと整地をされておられません。段差がついた状態になっています。当初の説明は、全面、高さは統一だというふうに言っていましたので、その辺の整地の問題については、どのように対処されるのかだけお聞かせをいただきたい。

○議長（前田篤秀君） 小谷丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（小谷英充君） その件につきましては、ことし、建設予定地のところについてはフラットということになっておりますが、今後、土砂を入れて、随時、整地をしていくことになっております。

以上です。

○議長（前田篤秀君） 山田議員。

○8番（山田和夫君） 工事が始まる前に全体をフラットにするのではなくて、今回のこの1号棟の部分だけは、とりあえずしてありますと。そして、次の2号棟以降については、その建設までに逐次直していきますという意味なのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 小谷丸瀬布総合支所長。

○丸瀬布総合支所長（小谷英充君） 土砂については、いろいろな工事の残土をいただいて、なるべくお金をかけないようにして行っておりますので、随時、今後、建設予定地を整地してまいりたいというふうに考えております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第11号工事請負契約の締結について（平成25年度やまなみ団地地域優良賃貸住宅建設工事（建築主体））を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

《平成25年6月13日》

---

◎日程第 2 4 議案第 1 2 号

○議長（前田篤秀君） 日程第 2 4 議案第 1 2 号工事請負契約の締結について（平成 2 5 年度南小学校大規模改修工事（建築主体）その 1）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第 1 2 号工事請負契約の締結について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成 2 5 年度南小学校大規模改修工事（建築主体）その 1 であります。

契約の方法は、指名競争入札でありまして、契約金額 7, 5 8 7 万 3, 0 0 0 円でありませ

す。  
契約の相手方は、丸尾・茶木経常建設共同企業体、代表者、紋別郡遠軽町南町 3 丁目 4 番地 3 9、株式会社丸尾建設代表取締役丸尾国弘、構成員、紋別郡遠軽町 1 条通南 1 丁目 8 番地 1 3、茶木建設株式会社代表取締役茶木義尚であります。

この工事につきましては、6 月 7 日、株式会社管野組ほか 5 社により指名競争入札を行い、丸尾・茶木経常建設共同企業体が 7, 5 8 7 万 3, 0 0 0 円で落札をしております。

入札の執行状況につきましては、配付をしております建設工事等発注状況の一覧表 2 枚目の 3 7 番目に記載しておりますので、御参照願います。

丸尾・茶木経常建設共同企業体とは、同日、仮契約を締結しております。

工期につきましては、議決後、工事請負契約を締結し、着工の上、平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日の完成を予定しているところであります。

なお、本議案の関連工事につきましても、同日、入札を執行しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第 1 2 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 1 2 号工事請負契約の締結について（平成 2 5 年度南小学校大規模改修工事（建築主体）その 1）を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 2 5 議案第 1 3 号

○議長（前田篤秀君） 日程第25 議案第13号財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

岩山情報管財課長。

○情報管財課長（岩山靖彦君） 議案第13号財産の取得について御説明いたします。

遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、除雪トラック、10トン専用車、1台であります。

取得の方法は、指名競争入札でありまして、取得価格は4,504万5,000円であります。

取得の相手方は、帯広市西20条北1丁目3番2号、東北海道いすゞ自動車株式会社代表取締役高薄健であります。

この財産の取得につきましては、6月7日、有限会社国枝モータース、株式会社佐渡自動車整備工場、共栄自動車工業株式会社、有限会社遠藤モータース、東北海道いすゞ自動車株式会社、UDトラックス道東株式会社、東北海道日野自動車株式会社の7社により指名競争入札を行い、東北海道いすゞ自動車株式会社が4,504万5,000円で落札しております。

東北海道いすゞ自動車株式会社とは、同日、仮契約を締結しております。

納期につきましては、平成26年3月20日を予定しているところであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、議案第13号の質疑を行います。

杉本議員。

○10番（杉本信一君） 今、納期に関しまして、平成26年3月、除雪トラック、シーズン終わりではないですか。何でまたそんな、今6月ですよ。それほど納期がかかるということなのではないでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

この納期につきましては、トラックを製造します日野自動車、いすゞ自動車、それからUDトラックス、その3社に納期のところを事前に伺ったところ、震災の影響もあり、納期が間に合わないということで、ぎりぎりの3月20日といたしたところであります。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第13号財産の取得についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第26 発議第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第26 発議第1号遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） ー登壇ー

発議第1号遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、別紙のとおり地方自治法第112条及び遠軽町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

内容としましては、別紙のとおり、遠軽町議会の議員の定数を定める条例（平成17年遠軽町条例第4号）の一部を次のように改正するものであります。

本則中「18人」を「16人」に改めるものであります。

それでは、提案理由を説明させていただきます。

議員定数につきましては、地方議会の根幹に触れる重要な問題であり、地方分権の推進に伴う自己決定権と自己責任の拡大に対応し、地方公共団体の意思決定、執行機関に対するチェック等において、議会の果たす役割はますます大きくなっているところではあるが、地域住民にかかわって、その進路と運営の基本を決定し、その過程を広く住民の意向として反映させることを基本理念に、十分な機能が発揮できる議員定数を確保すべきであるとの認識を持っております。

しかしながら、合併から約8年が経過し、行政改革等、遠軽町を取り巻くさまざまな社会情勢の変化や、道内各自治体の定数削減状況、また、町民アンケート等の声を鑑みたとき、議員みずから定数削減に取り組むことは、行政改革に積極的な議員としての姿勢を示すものであると考えます。したがって、私は、現行の遠軽町議会議員定数の18名から2名を減じ、16名とすることと判断し、ここに条例案を提出する次第であります。

議員各位の勇気ある御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（前田篤秀君） これより、発議第1号の質疑を行います。

奥田議員。

○15番（奥田 稔君） 今、発議第1号についての説明、提案がされました。私としても、この議員削減に対する考え方を述べたいと思います。

基本的に、私は結果から申し上げますと、削減には反対の立場をとりたいと思っています。というのは、合併時……。 （「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 山谷議員。

○11番（山谷敬二君） 今、奥田議員が質問しているのは、提案者に対しての質問では

ないので、この話は、終わった後の反対討論等のところで行うべきであると思います。よろしく取り計らいください。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

高橋眞千子議員。

○12番（高橋眞千子君） 先ほど高橋議員のほうから、道内の定数削減もありというような言葉が聞かれました。道内のそれぞれの各市町村、それぞれ違いますから、道内が、全体がそういう方向に進んでいるので、遠軽町もそのように持っていきべきだという御意見には、私はどうかと思うのですけれども、そういう部分と、それから、今、高橋議員が言われました、アンケートにも多くあったと、議員の削減に対して多くあったとあります。たくさん意見がありましたよね、あの議員アンケートの中に、町民のアンケートの中に。そういった中で、では、アンケートに対して、反対している多くの町民の方に、それに対して、議会側として、こういうことをやっていますよとかいうことをやった上で、町民のアンケートと言われるアンケートの部分だけを捉えて言われたら、私たち議会議員、もっともっと多くのことをやっていましたし、アンケートの部分も、私は町民に対して足で歩いてやってまいりましたので、高橋議員は、どのように、このアンケートの内容だけを捉えて削減が多いということと言われて、今回このような削減の条例、一部条例を改正するという事でなされたのでしょうか。

○議長（前田篤秀君） 高橋義詔議員。

○16番（高橋義詔君） 高橋眞千子議員の御質問にお答えしたいと思います。

ほかの、遠軽以外の自治体のは、あくまでもこれは参考でございますので、ほかが減らしているからやっているというのが全てではありません。減らしていないところもありますし、減らしているところもありますし、それは、今回の判断に対する一つの参考までに述べただけでございます。

それから、町民アンケートにつきましても、減らすべき、またはふやすべき、さまざまな御意見があることはもちろん承知していますし、私も、日々の議員活動の中で、いろいろな方から御意見を頂戴をしております。

ただ、今回、発議に至っては、私の議員としての判断でございますし、賛同してくれる同僚議員の方との意見があったということで、今回このような提案をさせていただいております。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、発議第1号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

奥田議員。

○15番（奥田 稔君） ー登壇ー

今、発議について提案されました。

私としては、この発議に対して反対の立場をとりたいと思っています。

説明の中で、合併後の経過も言われました。私も、8年前に合併して議会議員となりました。その当時、遠軽町は2万3,648人、こういう大きな人口になりました。その当時、議員定数は26名であります。単純に割ると、1人910人の人口割り当てと、こういうふうになります。その後、総合計画がつくられ、これは5年ごとの見直しで将来人口を推定していますけれども、22年には、この総合計画では2万2,225人と、こうなっていますけれども、25年、これは4月1日現在でありますけれども、2万2,712人と、総合計画から見ると548人多く町民が残っていると、こういう結果になります。そして、その合併後4年後に、第1回目の議員削減が行われました。これは、26名から8名を減らすという大きな数字であります。私は、その当時、急激な議員削減は行うべきでないと、こういう考えを持っていましたけれども、最終的には8名減という結果になりました。その結果、この合併から4年の間、人口も減っていますけれども、議員1人当たりに対する人口比を見てみると、大体900人から、若干増減はありますけれども、4年間は大体1人900名です。ところが、この8名を減らし、現在の18名にしたときに、議員1人当たりの人口比は1,282名と大幅にふえています。これは、議員1人に対する人口比、こういったものの尺度と申しますか、考え方、まとまったものはありません。しかし、一説によれば、私が聞いた範疇では、1,000人程度に1人ぐらいの議員が妥当でないかと、こういう話も聞いております。しかし、今現在、平成25年4月1日ですけれども、2万1,991人ですから、大体2万2,000人、これを1,000人に1人とすると、22人の議員が必要かなと、こう思いますけれども、今現在18名です。そうすると、さらにそれを2名減に減らすということは、1人当たり1,374人と、大幅にふえます。やはり、1,000人規模当たり1人ぐらいの議員が妥当かなと、これは絶対的なものではありませんけれども、私としては、今現在18名で行っているこの議会運営、これが妥当だと、そういうふうに考えます。

単純に、これを18名、あるいは16名で地域で考えてみると、小さい地域から議会議員が選出することはなかなか難しい。数字だけを見ると、そういうふうな判断がされます。地域から、ゼロの地域も出る可能性もあります。これは候補者そのものの努力もあろうかと思えますけれども、単純な数字で比較すると、そういうふうに見られるところもあります。やはり、それぞれの地域から議員が出て、それぞれの意見を聞き、行政に対してやっぱり説明もする、そういった議員の使命も果たしていく、そういう意味では、幅広く各地域から議員が出てくるのが望ましいのかなと、そういう気がいたします。

これは18名が永久に18ということではなし、確かに人口がふえたり減ったりします。それはその時々で、それぞれの議員さんが判断をする、これが望ましいのかなと、私はそういうふうに考えています。

遠軽町は、合併して、全国の町村と比較して、トップクラスの広い面積を持つ町になり

ました。これは、端から端、大体60キロから70キロあります。やっぱりそこで活動するとなると、ある程度の議員の確保が必要かなと、そういうことも想定をしながら、私としては、今回の2名の削減については反対の立場をとりたい、そういうことを申し上げて、皆さんの御理解を得たいと思っています。

○議長（前田篤秀君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

杉本議員。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

私のほうから、提出した議員に賛成の立場で意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

ただいま同僚議員のほうから、人口の問題、1人当たりの議員の数の問題、参考値として出されておりました。ただ、広い広いと言われながらも、削減に反対される方々の議員の方々の中には、地域の声が拾えなくなる、地域の声が届かなくなる、議員の意見の多様性がなくなってくると、少なくなってくるといような御意見も十分理解はするところであります。

しかしながら、平成17年に遠軽町は旧3町村と合併をしまして、新遠軽町になりました。当時2万4,000人の人口があったところが、この合併後の7年間で2,000人も人口が減っております。近年、新しい総合計画の中で人口推計の資料も見させていただきました。その中では、平成29年には、遠軽町の人口は2万人を切ってしまう。そのときに、次の次の選挙になりますが、そのときに遠軽町議会議員が果たして18名で妥当なのかどうか、そういう議論は、必ずや町民の方々の中からも出てくるのだろうというふうに考えております。

遠軽町のチェック機関として、また、遠軽町の行政を、政策を立案する立場の議員として、将来を見据えて、議会みずから身を切って、4年後ではなく、今2人削減して、16で進んでいく、それこそが議会としての先を見据えた役割なのだろうというふうに私は考えております。

先日の本会議の中で、議会基本条例の提案を通らせていただきました。その議会基本条例の中に、議会報告会を各地域で最低年1回以上開きますというふうに決めさせていただきました。議員の数が減れば地域の声も拾いづらくなるだろうと、それをカバーするためにも、この議会報告会を活用して、単なる報告会ではなく、各地域の住民の皆さんの意見を聞きながら、年1回と言わず、年2回でも3回でも開催をさせていただいて、それぞれの地域の中の声を拾いながら、我々遠軽町議会の政策決定の糧にさせていただきたい、そんな思いを込めて議会基本条例をつくらせていただいた経緯もあります。

また、この削減の提案をするに当たって、特別委員会において、昨年1年間、議論をさせていただきました。3月議会において、特別委員会の報告として、議員の定数は2削減し、16とすべしという結論に至った経緯もあります。確かに特別委員会の中では、全会一致でその決定を見ることはかないませんでしたけれども、特別委員会が決定を出したこ

の意味合い、この1年間の議論は、ここで否決されれば、1年間の議論が何だったのだろうというふうに戻ることになるかと思えます。皆さんの代表として、それぞれの会派から特別委員会に出させていただいたつもりであります。しかしながら、その特別委員会の決定をこの議場の中で全く覆してしまう、そのことが私にとっては理解のできないこととあります。

これだけ人口が減っていく中で、遠軽町に元気を取り戻す、元気のある遠軽町をつくっていく、我々に課せられた使命はそこなのだろうというふうに思います。先ほど、提案者の議員のほうから町民アンケートの話が出ました。議会運営委員長としての立場としても、あの少なからず強烈な批判があった町民からのアンケートの結果、これは非常に心が痛むところでもあります。大多数の町民がそう思っているわけではないにしても、この批判は、議会として真摯に受けとめ、さらなる次の4年間で、さらなる議会改革に努めていく、今までの議会を根本から見直して新しい議会をつくり上げる。そのために、新たな議会をつくり上げていくためにも、議会みずからが身を切って、もう一度仕切り直しをするのだと、そんな思いで、この提案の賛成者議員とらせていただいております。

議員の皆様のぜひとも御賛同をいただき、御理解賜りますようお願いを申し上げます。私からの意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田篤秀君） 次に、反対者の発言を許します。

山谷議員。

○11番（山谷敬二君） ー登壇ー

発議第1号について、反対の立場から討論をいたします。

今回の提案は、議員の定数を18人から16人に削減するための条例を改正しようというものです。地方自治法で定める遠軽町の議員の定数は26人で、平成17年に4町村が合併し、新しい遠軽町が誕生しました。ここら辺の話は同僚議員と重なる部分がありますが、私の意見として述べさせていただきます。

そして、前回の平成21年の改選期において、8人の減員をしたばかりの状況にあります。合併し、市町村では8番目という大きな行政区域になりました。その大きくなった行政区域を、私たち議員は住民の意見を幅広く聞き、住民の利益を守る役割を持っております。そして、議会は、多様な意見を吸収し、さまざまな視点から議論する場であり、それ相当の人数が必要であります。議員を削減するという事は、少数意見を含めた多様な意見を反映するという議会の機能を低下することにつながるものです。

今の参考になれば、18人という議員の定数は地方自治法で定めるところの5,000人から1万人規模の人口の定数と同じであります。先ほど、人口減少を背景に議員の減数との話もありましたが、昨年議員研修、我々、年に一度、今のところ議員研修に行っておりますが、全道町村議会議員研修の資料によれば、遠軽町に類似する人口2万人以上の町は全道に九つあります。その9自治体の中で人口減少にあるのは2自治体で、一番減少率の多いといえますか、高いのが遠軽町です。もちろん、日本中で人口減少の傾向にある



のは存じておりますが、このほかの、ふえている自治体は、中核の町として何か魅力があるのでしょうか。他のこういう点にも注視し、町施策を議論しなければいけないというふうに思っております。定数を削減すれば議会が活性化するのか、人数が少なれば議員の質が上がるのか、全く根拠がありません。

先ほど同僚議員も言いましたが、昨年よりの議会改革活性化等調査特別委員会で検討され、今定例で可決された議会基本条例、その中で今後行われようとしている地域報告会の開催などが、より求められるものではないでしょうか。定数を削減する前に、まず議員としての職務を自覚し、議会活性化のための努力をするべきだと私は思います。

以上を申し上げまして、議会定数条例の一部改正についての反対討論とします。（発言する者あり）

○議長（前田篤秀君） 静粛にしてください。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

黒坂議員。

○5番（黒坂貴行君） ー登壇ー

賛成の立場で討論いたします。

私は、定数削減に当たり基本的に、次の3点について考えました。

1点目には、これからの遠軽町を思い、議員という立場を、議員なりにしっかりと自分で判断していこうということ。2点目には、次の選挙の任期途中で合併から10年を迎えるということ。3点目には、現状から将来の議会の構成を考えるということであります。以上を基本として、今回の提案の是非について考えさせていただきました。

前回の削減で、合併時の26人から18人に8人も削減したのだから必要はないという意見がいろいろございます。確かに前回の削減のとき、私は20名という発言をしていました。それは、一度に8人、10人と、削減は厳しいものがあるという判断であります。そのときから4年の任期を経て、次の選挙で、20人からさらなる削減が必要であると感じたからであります。定数18に決まった前回から4年を過ぎ、今の情勢を考えてみると、2減の16は妥当ではないかと判断いたします。

それから、先ほどから人口のことが出ておりますけれども、この7年間で2,000人を超える人口減があります。人口増に向けて何もしていないわけではありませんが、今後とも減っていくという推計でもあります。将来を見据えると16が妥当で、16人で議会を運営していくべきであると判断いたします。

合併後10年過ぎてから、交付税が4本査定から経過措置を5年を経て1本査定になります。これは財政面だけではなく、町民の皆さんのサービスの低下がないよう行政運営が望まれます。今、議員が将来を見据え、しっかりとした判断をし、責任をしっかりと持って議会を運営する気構えが必要であると考えます。

以上、歓迎できる提案として賛成討論といたします。

○議長（前田篤秀君） 次に、反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これで、討論を終わります。

これより、発議第1号遠軽町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、起立によって採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(前田篤秀君) 御着席ください。起立少数です。

したがって、本案は、否決されました。

暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時09分 再開

○議長(前田篤秀君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### ◎日程第27 意見案第1号

○議長(前田篤秀君) 日程第27 意見案第1号札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

高橋義詔議員。

○16番(高橋義詔君) ー登壇ー

意見案第1号札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書について、概要を読み上げて御提案いたします。

北海道は、540万人強の人口が分散して居住していることから、都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長くなる傾向にあります。最近では高速道路の整備も進んだことで、自家用車あるいは都市間高速バスによる移動も以前に比べると時間的な短縮が図られてきているが、まだまだ移動時間が道民の負担となっていることは明らかであります。こうしたことから、道内における航空ネットワークを将来的に維持していくことは非常に重要な課題であり、加えて、空港を拠点とした地域の活性化につなげていくことが、今後求められていくものと考えます。

一方、国土交通省の職員も航空機の運航を陰で支えている一員であり、札幌航空交通管制部は、北海道内の空港だけでなく、北東北地方も含めた全15空港から離発着する航空機への航空管制業務を行っているほか、全国の4カ所に設置されている拠点官署の一つであり、積雪地域に立地している唯一の官署であります。

今般、国土交通省がそのような重要な機関を道内に代替機関を残すことなく廃止に向け

て検討していることは、北国における気象特性を実感できない国土交通省職員をふやすことにつながるばかりか、新千歳空港において管制業務を担当する防衛省職員に接する機会が失われることにもなり、航空機の安全にとって決してプラスにはならないと考えるものであります。

これらの問題に対応し、道民の安全・安心な航空交通を確保するためには、札幌航空交通管制部の存続・充実が必要であることから、国及び政府においては、下記の事項について実現されるよう強く要望するものであります。

一つ、北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続すること。

二つに、広大な北海道の航空行政を充実させるために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月13日、北海道遠軽町議会。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、説明を終わります。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第1号札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

## ◎日程第28 意見案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第28 意見案第2号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成26年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

山田議員。

○8番（山田和夫君） —登壇—

意見案第2号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成26年度国家予算編成にお

る教育予算確保・拡充を求める意見書について、簡潔に御提案をさせていただき、皆様方の御賛同を賜りたいというふうに思っております。

今年度の政府予算におきましては、地方公務員の給与を平成25年までの措置である平均7.8%削減の国家公務員の給与に準じて引き下げるよう各地方自治体に要請をすると同時に、地方交付税あるいは義務教育費国庫負担金の削減の決定をいたしました。このことは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに反する状況になっていると私は考えております。

教育予算は、昨年に引き続き高校授業料無償化など、保護者負担軽減の予算を計上はされましたけれども、教育現場においては、給食費でありますとか修学旅行費、テストやドリルなどを初めとする教材費など、保護者の負担が大きくなっております。また、地方交付税で措置がされております教材費や図書費につきましても、都道府県や市町村において、その措置に格差が出ている現状にもございます。

こういったことから、義務教育費国庫負担制度を堅持をし、負担率を2分の1に復元する、あるいは、30人以下学級の早期実現を目指す、そういう立場で、記1から4までを求めております。

一つとして、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を2分の1に復元すること。

2として、30人以下学級の早期実現に向けて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制基準を逐次改定すること。当面、新たな教職員定数改善計画を早期に実施すること。また、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するために、教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3点目に、子供たちや学校、地域の特性に合った教育環境の整備をし、充実した教育活動を推進するために、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置の実現をすること。

4点目に、給食費、修学旅行費、教材費など、保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など、国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うことを求めております。

提出先といたしましては、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣であります。

皆様方の御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第2号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など平成26年度国家予算編成における教育予算確保・拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成25年6月13日》

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。  
直ちに、意見書を国会並びに関係省庁に送付いたします。

---

◎日程第29 意見案第3号

○議長（前田篤秀君） 日程第29 意見案第3号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

阿部議員。

○14番（阿部君枝君） ー登壇ー

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について、記以下の項目について読み上げて提案いたします。

1点目、道教委が平成18年に策定した新たな高校教育に関する指針は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。

2点目は、公立高校配置計画については、子供、保護者、地域住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。

3点目、教育の機会均等と子供の学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子供たちも制度の対象とすること。

4点目は、障害のあるなしにかかわらず、希望する全ての子供が地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月13日、北海道遠軽町議会。

提出先は、北海道教育委員会委員長、北海道教育委員会教育長、北海道知事、北海道議会議長であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第3号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

《平成25年6月13日》

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係省庁に送付いたします。

---

### ◎日程第30 意見案第4号

○議長（前田篤秀君） 日程第30 意見案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

杉本議員。

○10番（杉本信一君） ー登壇ー

地方財政の充実・強化を求める意見書について、概要を割愛させていただき、記以下の項目を読み上げさせていただきます。提案といたしたいと思います。

一つ、地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決定するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

二つ、社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。

三つ、被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。

四つ、地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき、一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。

五つ、地域の防災、減災に係る必要な財源は、通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振りかえは、厳に慎むこと。

六つ、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣、経済産業大臣であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、意見書の提出とさせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、提出者に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、質疑を終わります。

これより、意見案第4号地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

《平成25年6月13日》

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

直ちに、意見書を関係省庁に送付いたします。

---

#### ◎閉会宣告

○議長(前田篤秀君) 以上をもって、本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成25年第4回遠軽町議会定例会を閉会いたします。

午前11時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議	長	前田篤秀
署	名	議員
署	名	議員
		清野嘉之
		浅水輝彦